

三重県災害時小児周産期リエゾン運用計画

1. 設置

- (1) 災害時に県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う三重県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、三重県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）を置く。
- (2) リエゾンは三重県保健医療調整本部（以下「県保健医療調整本部」という。）に置く。

2. 委嘱及び任期

- (1) 知事は、県の小児・周産期医療提供体制に精通しており、災害医療に係る専門的な研修を受けた者をリエゾンとして委嘱する。
- (2) リエゾンの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

3. 招集基準等

- (1) 知事は、県保健医療調整本部を設置し、リエゾンの招集が必要と判断した場合、リエゾン所属施設に対し、リエゾンの派遣要請を行う。
- (2) 派遣要請の方法等は別に定める。

4. 業務内容

- (1) リエゾンは次に掲げる業務を行うものとする。

【平常時】

- ①災害時における小児・周産期医療提供体制の構築についての助言
- ②関係団体、関係学会等との連携を構築する際の助言
- ③災害医療研修、訓練等への積極的な参加

【災害時】

- ①県保健医療調整本部等の組織体制の構築に係る助言及び支援
- ②被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る助言及び支援
- ③保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る助言及び支援
- ④患者等の搬送の調整に係る助言及び支援
- ⑤記録の作成及び保存並びに共有に係る助言及び支援

5. 秘密を守る義務

- (1) リエゾンは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6. 実費弁償等

- (1) リエゾンの実費弁償は、「災害救助法施行細則」（昭和40年三重県規則第11号）別表第2に定める額を支給する。
- (2) リエゾンがその業務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年三重県条例第46号）の例により、扶助金を支給する。

7. 事務

リエゾンに関する事務は、医療保健部地域医療推進課において処理する。

8. その他

この計画に定めるもののほかリエゾンに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この計画は、令和〇年〇月〇日から運用する。

三重県災害時小児周産期リエゾンの具体的運用について
 (運用計画「3. 招集基準等(2)」関係)

1. 派遣要請方法

- (1) 派遣要請にかかる窓口は、三重県医療保健部地域医療推進課(以下「地域医療推進課」という。)とする。
- (2) 県保健医療調整本部へ招集する災害時小児周産期リエゾン(以下「リエゾン」という。)への派遣要請は、原則として電話により派遣要請するリエゾン本人に行く。
- (3) 派遣要請を受けたリエゾンは、所属施設内で調整のうえ、派遣受諾の可否について地域医療推進課へ報告する。
- (4) 地域医療推進課は、招集したリエゾン等の情報をメーリングリスト等により全リエゾン委嘱者に情報共有する。

2. 派遣要請順等

- (1) 県保健医療調整本部へ招集するリエゾンは、原則、産科・産婦人科医1名、小児科・新生児科医1名とする。
- (2) リエゾンの派遣要請順は下記のとおりとする。

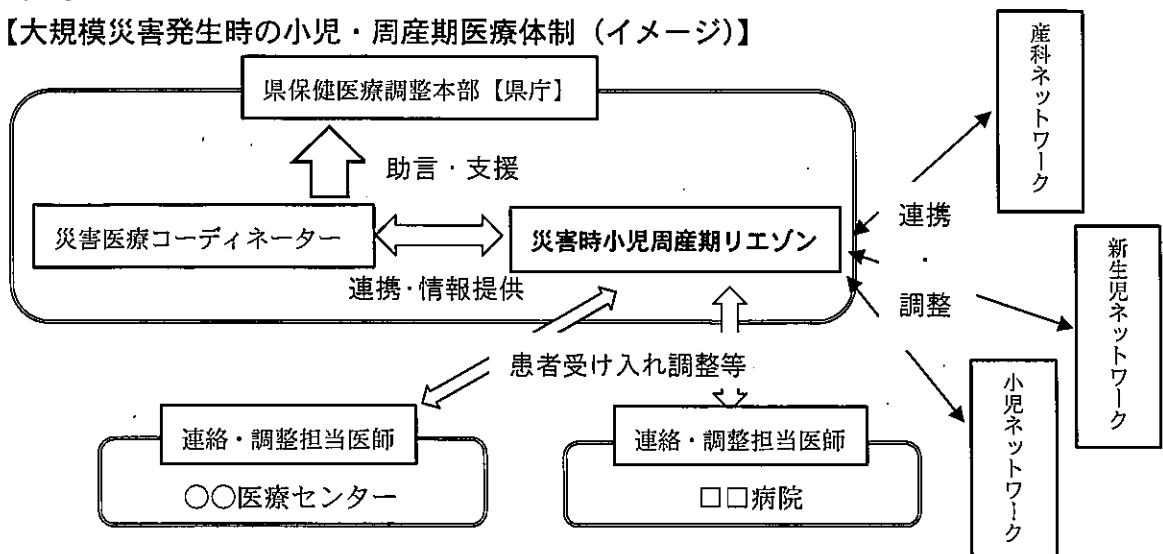
【リエゾン派遣要請順】

派遣要請順	産科・産婦人科		小児科・新生児科	
	所属	名前	所属	名前
1	〇〇医療センター	●● ●●	□□病院	■ ■ ■ ■
2	△△病院		〇〇病院	
3				
4				
5				
6				
7				
8				

- (3) 招集されたリエゾンは、所属病院の状況や健康管理を勘案して、過度の負担とならないように適宜交代していくものとする。

3. 参考

【大規模災害発生時の小児・周産期医療体制(イメージ)】



三重県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定

三重県（以下「甲」という。）と〇〇病院（以下「乙」という。）とは、三重県災害時小児周産期リエゾン運用計画に基づく三重県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三重県内で災害が発生した際に、甲が行う災害時の小児・周産期医療に係る保健医療活動を適切かつ円滑に行うため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（リエゾンの派遣）

第2条 甲は、リエゾンの招集が必要と判断した場合、乙に対しリエゾンの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受け、リエゾンの派遣が可能と判断したときは、リエゾンを派遣するものとする。

3 乙は、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合において、甲の要請を受ける前にリエゾンを派遣することができる。この場合、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により甲が承認したリエゾンの派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（業務内容）

第3条 乙が派遣するリエゾンは、甲が指定する場所に参集し、三重県災害医療コーディネーターと連携し、小児・周産期医療に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県保健医療調整本部等の組織体制の構築に係る助言及び支援
- (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る助言及び支援
- (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る助言及び支援
- (4) 患者等の搬送の調整に係る助言及び支援
- (5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る助言及び支援

（身分等）

第4条 リエゾンは、甲の職員として前条各号の業務に従事するものとする。

2 前条各号に掲げる業務に従事するリエゾンに対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（実費弁償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙がリエゾンを派遣した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- (1) リエゾンの派遣に要する経費
- (2) リエゾンがその業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(平常時の協力)

第6条 乙は、平常時に、リエゾンが災害に関する研修、訓練等に参加できるよう協力するものとする。

2 乙は、リエゾンの派遣も含め施設における災害時の小児・周産期医療提供体制の構築に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 三重県知事 鈴木英敬

乙 ○○病院 院長 ○ ○ ○ ○